

守谷市介護予防・日常生活支援総合事業 に係る事業者説明会

平成29年1月11日（水）

守谷市役所大会議室

（訪問・通所介護事業所） 9：30～11：30

（居宅介護支援事業所） 13：30～16：30

守谷市保健福祉部介護福祉課

目 次

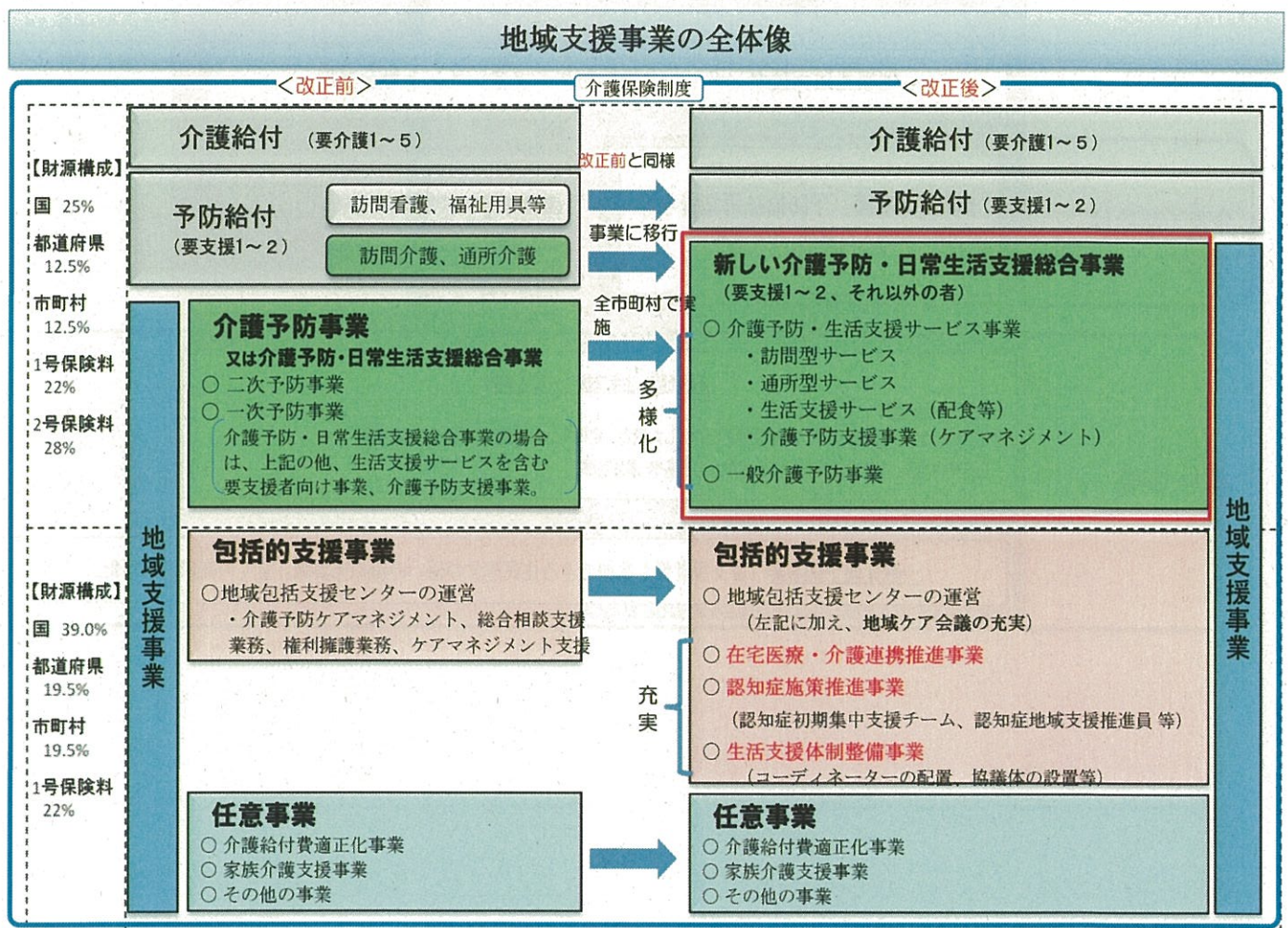
第1章	介護予防・日常生活支援総合事業について・・・・・・・・・・	1
1	総合事業の概要	1
2	総合事業の運用	2
第2章	守谷市における総合事業の概要・・・・・・・・・・	3
1	総合事業移行の考え方	3
2	守谷市の総合事業の構成，サービス内容等	4
3	総合事業の対象者等	5
第3章	総合事業利用までの流れ・・・・・・・・・・	6
1	守谷市の被保険者の場合	6
2	他市町村の被保険者への対応（守谷市在住の住所地特例者）	8
第4章	守谷市における総合事業の概要・・・・・・・・・・	9
1	訪問型サービスの内容	9
2	通所型サービスの内容	10
3	その他留意点	11
第5章	総合事業にかかる事業所指定について・・・・・・・・・・	12
1	指定の手続き	
2	指定期間	12
3	定款等の変更	
4	処遇改善加算等の届出	
5	申請書類様式	
6	申請期限	14
第6章	総合事業における介護予防ケアマネジメント・・・・・・・・・・	15
1	介護予防ケアマネジメントの概要	15
2	実施主体	
3	介護予防ケアマネジメントの類型	16
4	介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の費用・請求方法	18
第7章	各種契約書等の変更・・・・・・・・・・	22
1	居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの契約について	
2	各事業所が締結している契約書・重要事項説明書等の変更点	22
第8章	総合事業におけるその他の注意事項・・・・・・・・・・	22
1	生活保護について	
2	給付制限（事業制限）	22

第1章 介護予防・日常生活支援総合事業について

※以下「介護予防・日常生活支援総合事業」を「総合事業」という。

1. 総合事業の概要

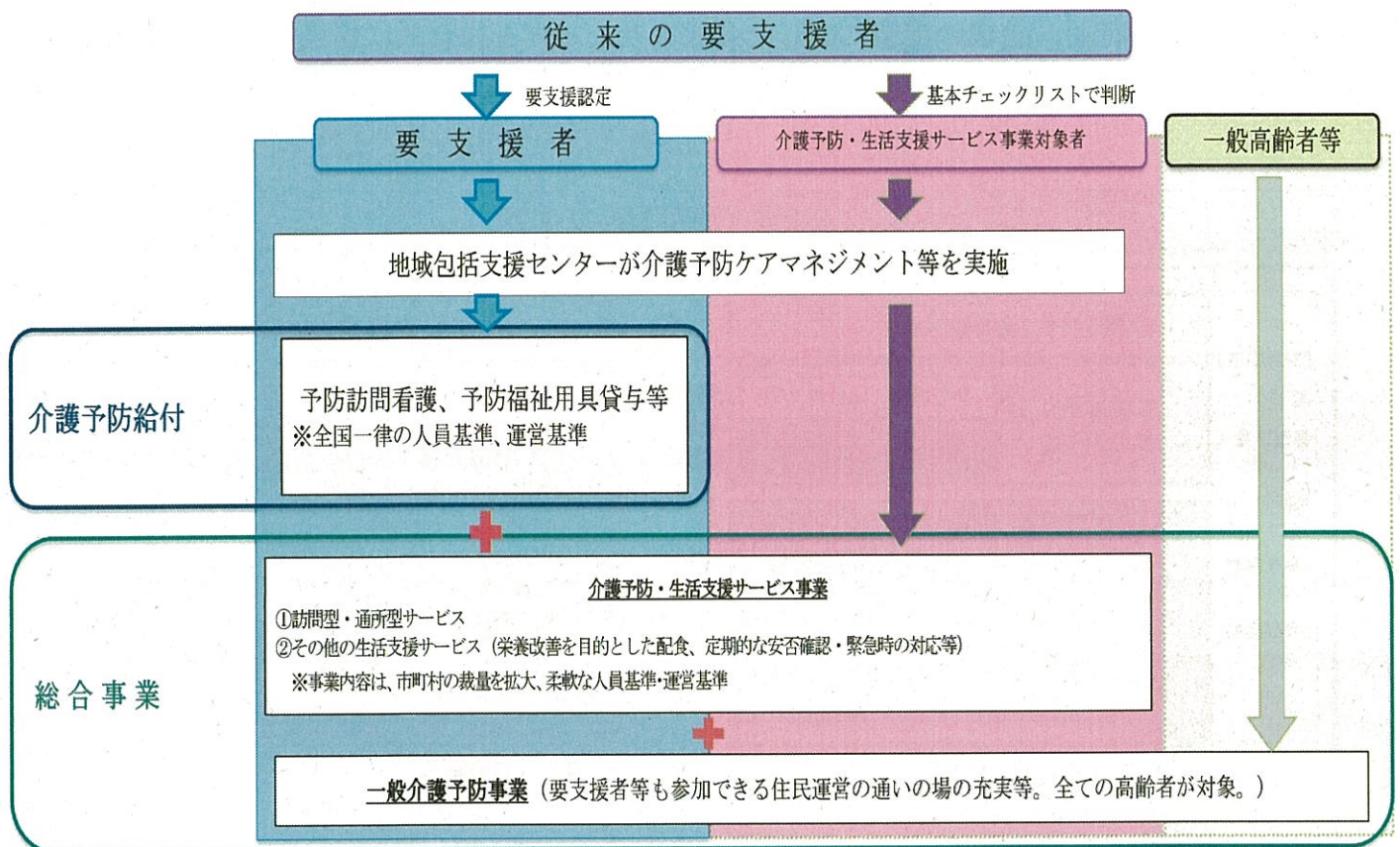
- ・ 総合事業とは、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。
 - ・ 総合事業では、既存の介護事業所に加え、NPO、民間企業、ボランティアなどを主体とした多様なサービスの充実を図り、高齢者の在宅生活の安心確保を図る。
- 具体的なものとして、平成27年度の介護保険制度改正により、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村の実施する総合事業に移行し、地域の実情に則した多様なサービスを総合的に提供することが可能になった。



※厚生労働省資料を一部改変

2. 総合事業の運用

- 予防訪問介護・予防通所介護サービスは総合事業へ移行する。
- それ以外の予防サービス（予防訪問看護、予防福祉用具貸与等）は、引き続き予防給付としてサービス提供を継続する。
- ⇒ 総合事業と予防給付が同時に提供される被保険者もいる
- 総合事業のサービスのみを利用する場合、要介護認定の手続きを省略し、基本チェックリストで判定することによって「介護予防・生活支援サービス事業対象者」（以下、「事業対象者」という。）で迅速なサービス利用を可能にする。

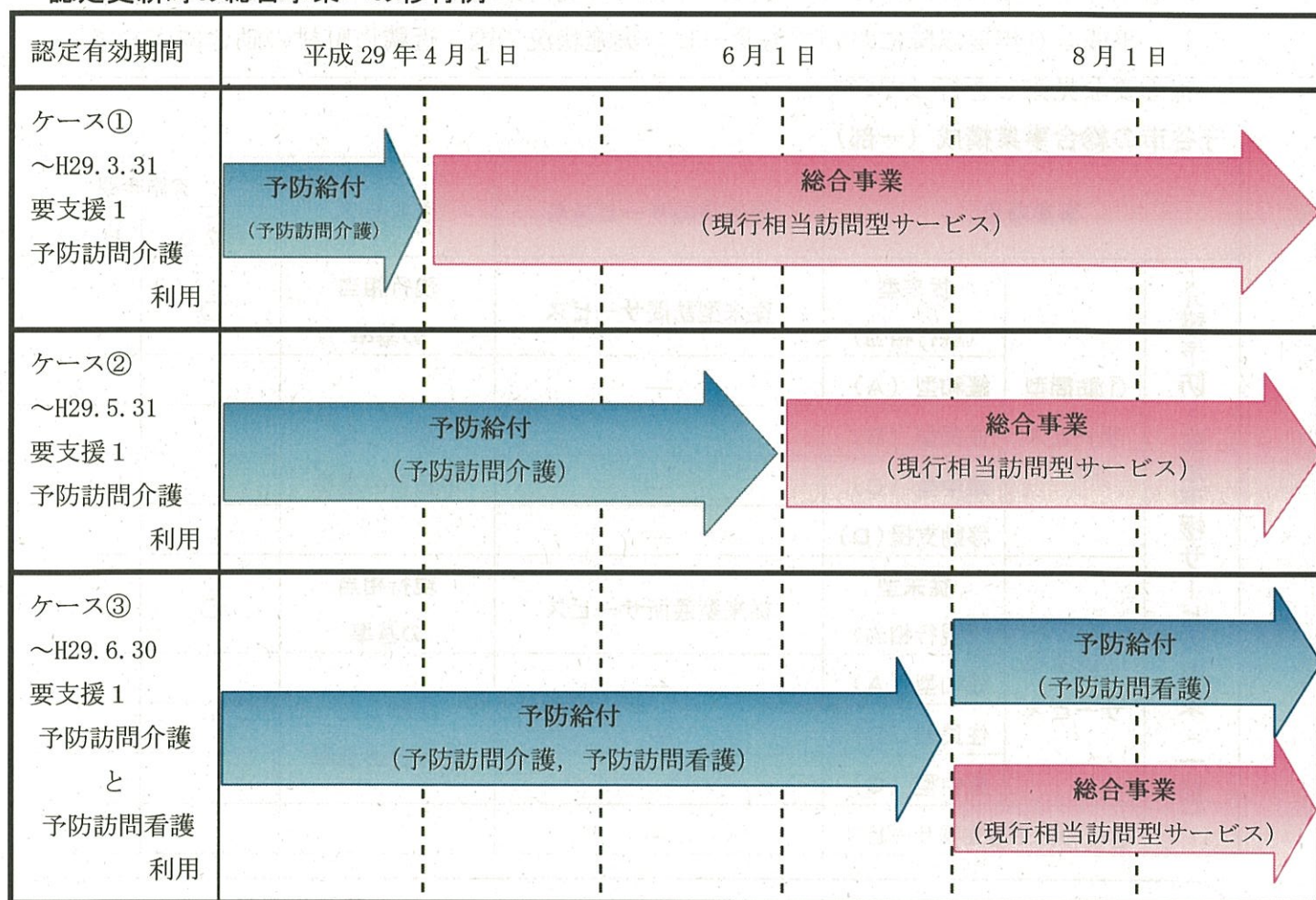


第2章 守谷市における総合事業の概要

1. 総合事業移行の考え方

- 総合事業への対応について、守谷市では、現在の要支援者等が円滑に総合事業に移行できるような運用を行う。
- 事業実施時期は平成29年4月からとなるが、現在要支援認定を受けている被保険者については、要支援認定の更新等にあわせて移行していく。
- ⇒ 平成29年度中は予防訪問介護・予防通所介護も継続される。
- ・ 現在、要支援認定がついていても、認定の更新をせず、チェックシートのみで総合事業を利用していくことも想定される。

認定更新時の総合事業への移行例



2. 守谷市の総合事業の構成，サービス内容等

- ・ 総合事業は，要支援者及び事業対象者に対して必要な支援を行う『介護予防・生活支援サービス事業』と，全ての高齢者に対して介護予防を行う『一般介護予防事業』から構成される。
- さらに、『介護予防・生活支援サービス事業』は①訪問型サービス，②通所型サービス，③その他生活支援サービス，④介護予防ケアマネジメントの4つに分類される。
- それぞれのサービス内容は，現行相当のサービスと新たな類型（緩和基準，住民主体など）に分かれる。
- 平成29年度は，現行相当のサービスのみの実施とする。
- 現行相当の訪問・通所サービスについては，単位数や請求方法などといった手続きを現行とほぼ同等とする。
- ・ 事業やサービスの内容については，守谷市の実情に応じたサービスを提供することとし，平成30年度以降においてもサービス実施状況や国，近隣市町村の動きに応じて適宜必要な見直しを行っていく。

守谷市の総合事業構成（一部）

事業項目			守谷市のサービス名	事業基準	実施時期	
					H29	H30～
介護予防・生活支援サービス事業（一部）	①訪問型サービス	従来型（現行相当）	従来型訪問サービス	現行相当の基準	○	
		緩和型（A）	—	緩和した市独自の基準		▲
		住民型（B）	—			△
		集中型（C）	—			△
		移動支援（D）	—			△
	②通所型サービス	従来型（現行相当）	従来型通所サービス	現行相当の基準	○	
		緩和型（A）	—	緩和した市独自の基準		
		住民型（B）	—			
		集中型（C）	—			
	③その他生活支援サービス		—			△

※ 他の自治体によっては，高齢者サロンやげんき館に相当するサービスを緩和型や住民型として総合事業に組み込んでいるところもある。

- ・ しかし，そうすると改めてチェックリストによる判定やケアプランの作成等が必要となり，開始時の手間の増加や対象者の限定が生じてしまう。
- ・ そのため，守谷市では全高齢者が対象となる『一般介護予防事業』として継続する。

3. 総合事業の対象者等

- I 平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の要支援者)
 - II 平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方
(事業対象者)
-
- 事業対象者の支給限度額は要支援1の支給限度額と同額(5,003単位)。
 - ・ 利用者の自立支援を推進するものとして必要と認められた場合は、届出した月から3ヶ月を限度として、要支援2の支給限度額と同額とする。
⇒市長への届出が必要
 - 利用者負担割合は、介護給付の利用者負担割合と同様の扱い(1～2割)とする。
また、高額介護予防サービス費や高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業を実施する。

第3章 総合事業利用までの流れ

1. 守谷市の被保険者の場合

①相談

被保険者は市役所窓口へ相談する。

※ 本人の来庁を原則とする。ただし、事情により市役所への来庁が難しい場合などは、家族等の来庁や自宅への訪問も可。

↓

②聞き取り

被保険者より相談の目的や必要と考えているサービスの聞き取りを行う。「受付確認票」により、基本チェックリスト実施、要介護認定申請手続き、一般介護予防事業の紹介のいずれかに振り分ける。

(これ以降は基本チェックリスト実施に該当したものとしての手順となります。)

↓

③総合事業の説明

総合事業の目的や内容、メニュー、手続き等のほか、以下のことについて説明する。

- (1) みなし指定事業所のサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能であること。
- (2) 事業対象者となった後や、サービス事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であること。
- (3) 利用したいサービスを確認し、必要に応じて地域包括支援センター等で介護予防ケアマネジメントを実施すること。

↓

④基本チェックリスト実施

市町村職員が質問項目の主旨を説明しながら実施する。

その際、質問項目と併せ、利用者本人の状況やサービス利用の意向の聞き取りを行う。

↓

⑤介護予防ケアマネジメント依頼届出書提出

被保険者又は事業対象者（以下、「事業対象者等」という。）は介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に提出する。

※地域包括支援センター職員による提出も可（基本チェックリストの写しも提出）

市は内容を確認し、問題が無ければこれを受理する。

↓

⑥被保険者証及び負担割合証の発行

市は被保険者証・負担割合証を発行し、事業対象者等に交付する。

※本人が来庁している場合、その場で交付する。

↓

⑦アセスメント，ケアプラン案作成，サービス担当者会議，サービスの案内

地域包括支援センターは，事業対象者等に対してアセスメントし，結果に基づきケアプラン案の作成，サービス担当者会議の開催，サービスの案内等を行う。

また，ケアマネジメントの類型も併せて検討を行う。

↓

⑧ケアプランの同意

事業対象者等はケアプランに同意し，契約を締結する。

↓

⑨総合事業サービス利用開始

事業対象者の保険証記入例

(1)		(2)		(3)																						
 介護保険被保険者証		事業対象者		<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付制限</th> <th>内 容</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>開始 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>終了 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>開始 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>終了 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>開始 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>終了 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>		給付制限	内 容	期 間			開始 年 月 日			終了 年 月 日			開始 年 月 日			終了 年 月 日			開始 年 月 日			終了 年 月 日
給付制限	内 容	期 間																								
		開始 年 月 日																								
		終了 年 月 日																								
		開始 年 月 日																								
		終了 年 月 日																								
		開始 年 月 日																								
		終了 年 月 日																								
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日) 認定の有効期間		平成〇〇年 〇〇月 〇〇 日 年 月 日～ 年 月 日		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称 守谷市地域包括支援センター 届出 平成〇〇年 〇月 〇日																						
被 保 険 者 番 号 住 所 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日 性別		区分支給限度基準額 1月当たり サービスの種類 種類支給限度基準額		介護保険施設等 名称 名称 名称																						
交付年月日 年 月 日 保険者番号 082248 茨城県 守谷市 電話 0297(45)1111		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		住所等 住所等 住所等																						

○住所地特例者の利用

住所地特例者については，施設所在地である市町村で基本チェックリストの実施及び総合事業のサービス利用を行う。

2. 他市町村の被保険者への対応（守谷市在住の住所地特例者）

基本チェックリストにより総合事業を利用する場合

① 他市被保険者（Aさん）は施設所在市町村（守谷市）の窓口利用の相談をする。

↓

② Aさんは介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書を被保険者証に添付して守谷市に提出する。

※ 届出書には守谷市地域包括支援センター名を記載

↓

③ 守谷市はAさんから提出された介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書及び被保険者証を保険者市町村（a市）に送付する。

↓

④ a市は③の介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（写し）をもとに、被保険者証に必要事項を記載して他市被保険者証に必要事項を記載してAさんへ郵送する。

↓

⑤ a市は所在する国保連に事業対象者であること、住所地特例項目及び地域包括支援センターの情報を設定した受給者移動連絡票を送付する。

↓

⑥ 利用開始

要支援認定を受けて総合事業を利用する場合

① 他市被保険者（Bさん）は保険者市町村（b市）に対して要介護（支援）認定の申請を行う。

↓

② b市は認定事務を行い、結果を記載した被保険者証を発行する。

↓

③ Bさんは施設所在市町村（守谷市）の地域包括支援センターと介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの契約を結ぶ。

↓

④ Bさんは介護予防計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出（以下、「作成届出等」という。）を被保険者証を添付して守谷市に対して提出する。

↓

⑤ 守谷市は作成届出等及び被保険者証をb市に送付する。

↓

⑥ b市は⑤の作成届出等をもとに、被保険者証に必要事項を記載してBさんへ郵送する。

↓

⑦ b市は、該当の住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定し地域包括支援センターの情報を設定した受給者移動連絡票を所在する国保連に送付する。

↓

⑧ 利用開始

第4章 守谷市における総合事業の概要

1. 訪問型サービスの内容

サービス名	従来型訪問介護サービス		
サービス分類	訪問型サービス		
類型	現行相当		
実施方法	指定訪問介護事業所		
サービス内容	専門の訪問介護員による身体介護，生活援助 （現行の予防訪問介護と同等）		
提供時間	1 回あたり必要な時間		
指定基準		必要な資格	配置要件
	管理者	なし	常勤・専従 1 以上※ 1
	訪問介護員等	介護福祉士 初任者研修等修了者	常勤換算 2.5 以上
	サービス 提供責任者	介護福祉士等（注）	常勤の訪問介護員等のうち、 利用者 4 0 人に 1 人以上※ 2
※ 1 支障がない場合，他の職務，同一敷地内の他事業所等の職務に従事可。			
※ 2 一部非常勤職員も可			
報酬		包括報酬（月） 1 単位＝10.70 円	
	週 1 回程度	月 1,168 単位	
	週 2 回程度	月 2,335 単位	
	週 2 回超程度	月 3,704 単位（要支援 2 のみ）	
・ 加算体系は現行の予防訪問介護と同様。（算定基準参照）			
○月途中から契約した場合は日割り計算をすること。			
※平成 3 0 年度以降，包括報酬から回数割へ変更する可能性もあるため、 <u>注意してください。</u>			
利用者負担	1 割または 2 割		
支払方法	国保連経由		
限度額管理	有		

(注)・介護福祉士

- ・社会福祉士及び介護福祉法に基づく実務者研修修了者
- ・改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修又は1級課程の研修を修了した者
- ・3年以上介護等の業務に従事したものであって，介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者

2. 通所型サービスの内容

サービス名	従来型通所介護サービス													
サービス分類	通所型サービス													
類型	現行相当													
実施方法	指定通所介護事業所													
サービス内容	施設での生活支援及び機能訓練等 (現行の予防通所介護と同等)													
提供頻度	週 1 ～ 2 回程度													
送迎	有													
指定基準	<table><tr><td></td><td>配置要件</td></tr><tr><td>管理者</td><td>常勤・専従 1 以上 ※</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td>専従 1 以上</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>専従 1 以上</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>利用者 15 人以下 専従 1 以上 以降, 利用者 1 人増につき専従 0.2 を上乗せ</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>1 以上</td></tr></table> (生活相談員又は介護職員の 1 以上は常勤) (利用定員が 10 人以下の場合は, 看護職員を配置しないことも可) ※支障がない場合, 他の職務, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可			配置要件	管理者	常勤・専従 1 以上 ※	生活相談員	専従 1 以上	看護職員	専従 1 以上	介護職員	利用者 15 人以下 専従 1 以上 以降, 利用者 1 人増につき専従 0.2 を上乗せ	機能訓練指導員	1 以上
	配置要件													
管理者	常勤・専従 1 以上 ※													
生活相談員	専従 1 以上													
看護職員	専従 1 以上													
介護職員	利用者 15 人以下 専従 1 以上 以降, 利用者 1 人増につき専従 0.2 を上乗せ													
機能訓練指導員	1 以上													
報酬	<table><tr><td></td><td>包括報酬 (月)</td><td>1 単位 = 10.45 円</td></tr><tr><td>事業対象者 要支援 1</td><td>月</td><td>1,647 単位</td></tr><tr><td>要支援 2</td><td>月</td><td>3,377 単位</td></tr></table> ・加算体系は現行の予防通所介護と同様。(算定基準参照) ○月途中から契約した場合は日割り計算をすること。 ※平成 30 年度以降, 包括報酬から回数割へ変更する可能性もあるため, <u>注意してください。</u>			包括報酬 (月)	1 単位 = 10.45 円	事業対象者 要支援 1	月	1,647 単位	要支援 2	月	3,377 単位			
	包括報酬 (月)	1 単位 = 10.45 円												
事業対象者 要支援 1	月	1,647 単位												
要支援 2	月	3,377 単位												
利用者負担	1 割または 2 割													
支払方法	国保連経由													
限度額管理	有													

3. その他の留意点等

1) 個別計画の作成

従来型訪問介護サービス、従来型通所介護サービスの両方において、従来の予防給付と同様に、個別のサービス計画を作成すること。

2) 新しい総合事業への移行に伴うサービスコード等の変更

要支援者のうち、予防訪問介護又は予防通所介護を利用している被保険者については、平成 29 年 3 月末以降の認定期限到来時に、順次総合事業の従来型サービスに移行する。

総合事業に移行した被保険者は、サービスコード等が変更となる。しかし、認定更新等までは従来の予防給付のサービスとなるので注意されたい。

請求コード対照表

	予 防 給 付	総 合 事 業
訪問介護	6 1	A 1 (H27. 3. 31 以前の指定事業所)
		A 2 (H27. 4. 1 以降の指定事業所)
通所介護	6 5	A 5 (H27. 3. 31 以前の指定事業所)
		A 6 (H27. 4. 1 以降の指定事業所)

3) 住所地特例者の利用

住所地特例者については、施設所在地である市町村で基本チェックリストの実施及び総合事業のサービス利用を行う。

第5章 総合事業にかかる事業所指定について

1. 指定の手続き

- ① 平成27年3月31日以前に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けた事業所は、全市町村においてみなし事業所としての指定を受けるため、新たに指定申請を行う必要はない。
※みなし指定不要の届出をしている場合を除く。
※介護予防認知症対応型通所介護事業所（グループホーム共用型通所）はみなし指定の対象外です。
⇒ みなし指定の効力は平成30年3月31日までのため、平成29年度中に更新の手続きが必要となる。
- ② 平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けた事業所及びみなし指定不要の届出をしている事業所が総合事業のサービスを実施する場合、守谷市への指定申請が必要。
- ③ これまでに「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けていない新規事業者は、事前相談の上で申請。

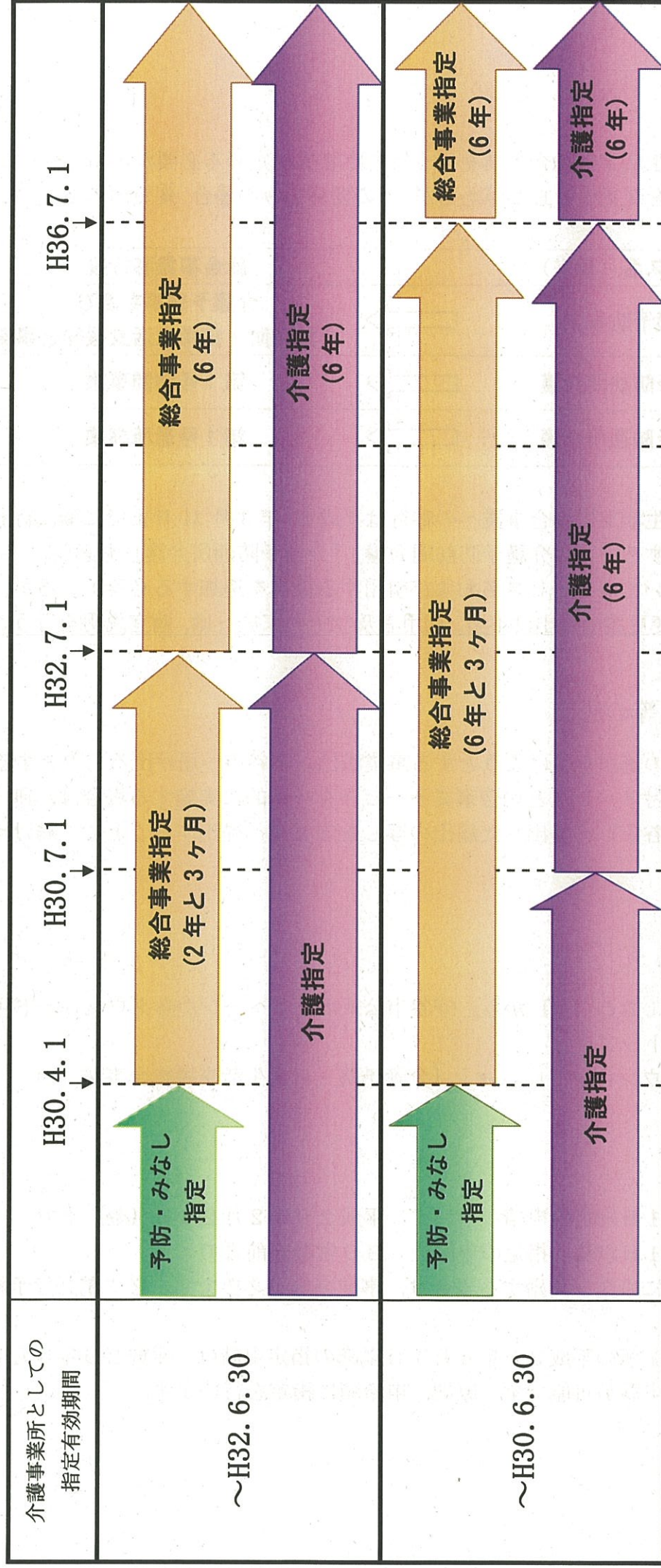
※他市町村の利用者がいる場合は、他市町村の担当部署にお問い合わせください。

2. 指定期間

6年

- ただし、「訪問介護」または「通所介護」の指定を受けている場合、指定有効期間の満了日を次のとおりとする予定。
- ① みなし指定を受けた事業者が総合事業の指定更新を受ける場合の指定有効期間は、「訪問介護」または「通所介護」の指定有効期間の満了日までとする。
- ② 平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者及びみなし指定を受けていない事業者が総合事業の指定を受ける場合の指定有効期間は、「訪問介護」または「通所介護」の指定有効期間の満了日までとする。
- ※ ただし、総合事業の初回の指定において、その指定の開始日から1年以内に介護事業所の指定更新がある場合は、総合事業の指定有効期間を、次の介護事業所の指定有効期間満了日までとする。

総合事業の指定有効期間（例：みなし事業所の場合）



【上段】 介護指定の有効期間が平成32年6月30日までの場合、初回の総合事業指定期間はそれに合わせて平成32年6月30日までとし、更新後は原則の6年間とする。

【下段】 介護指定の有効期間が平成30年6月30日までの場合、本来であれば初回の総合事業指定期間も平成30年6月30日となってしまいが、介護指定有効期間が総合事業指定開始より1年以内のため、次回の介護指定有効期間である平成36年6月30日まで延長し、更新後は原則の6年間とする。

3. 定款等の変更

- 介護予防・日常生活支援総合事業を行う旨を定款等に定める必要がある。サービス名及び引用する条文を変更する必要があるが、その変更のみの場合、変更届の提出は不要。

変更例

サービス名（現在）		総合事業移行後
介護予防事業	→	介護予防事業及び 介護予防・日常生活支援総合事業
介護予防訪問介護	→	第1号訪問事業
介護予防通所介護	→	第1号通所事業

※注意※

介護予防・日常生活支援総合事業への移行は平成30年3月31日までに漸次行われるため、完全に移行するまで「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」も必要。

- 運営規定等においてもサービス名および引用する条文を追加する必要があるが、その変更のみの場合、変更届の提出は不要。利用者及びその家族へは、適宜説明を行うこと。

4. 処遇改善加算等の届出

- ・ 処遇改善加算等の適用を受けようとする事業所は、守谷市へ届け出るものとする。
- ただし、介護給付サービスと総合事業サービスを一体的に実施する場合は、県（地域密着型の場合は守谷市）へ提出した届出の写しを守谷市へ提出することで、届け出たものとみなす。

5. 申請書類様式

平成29年1月13日（金）から、守谷市公式ホームページからダウンロード可能
 <<守谷市公式HPトップ

→ 「申請書ダウンロード」 → 「介護予防・日常生活支援総合事業」>>

6. 申請期限

平成29年4月1日指定の申請 平成29年2月24日（金）まで
 平成29年5月1日以降の指定の申請 30営業日前まで

※ただし、新規に事業を開始する場合は、事前協議が必要です。必ず電話で予約をしてください。

※みなし指定事業所の平成30年4月1日以降の指定申請は、平成29年4月1日以降はいつでも申請が可能です。原則、申請順に指定を行います。

第6章 総合事業における介護予防ケアマネジメント

1. 介護予防ケアマネジメントの概要

- ・ 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者に等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようなケアプランを作成するもの。
 - 要支援者で、予防給付によるサービスを利用する場合は、介護予防支援が行われる。一方、予防給付によるサービスの利用がない（総合事業しか利用していない）場合は、介護予防ケアマネジメントが行われる。
- ⇒要支援者は利用するサービス種類によって必要な支援（ケアプラン）が異なる。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援分類表

種 類	要支援者 (予防給付のみ)	要支援者 (予防給付＋ 総合事業)	要支援者 (総合事業のみ)	事業対象者
介護予防 ケアマネジメント (総合事業)	×	×	○	○
介護予防支援 (予防給付)	○	○	×	×

※ 事業対象者は総合事業しか利用できないため、必然的に介護予防ケアマネジメントとなる。

2. 実施主体

- ① 地域包括支援センター
- ② 指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センターからの委託による）
- ※ 介護予防支援とは異なり、プラン作成件数の上限はありません。

3. 介護予防ケアマネジメントの類型

（1）従来型ケアマネジメント（原則的なケアマネジメント）

従来型訪問介護サービス、従来型通所介護サービスを利用する場合

（2）簡略型ケアマネジメント（簡略化したケアマネジメント）

緩和型のサービスなどを利用する場合や、従来型ケアマネジメントの過程で判断した場合。

（3）限定型ケアマネジメント（初回のみのケアマネジメント）

一般介護予防事業やその他生活支援サービスを利用する場合などで、サービス利用開始時のみに行うもの。

※ 平成29年度は従来型ケアマネジメントのみ実施する。

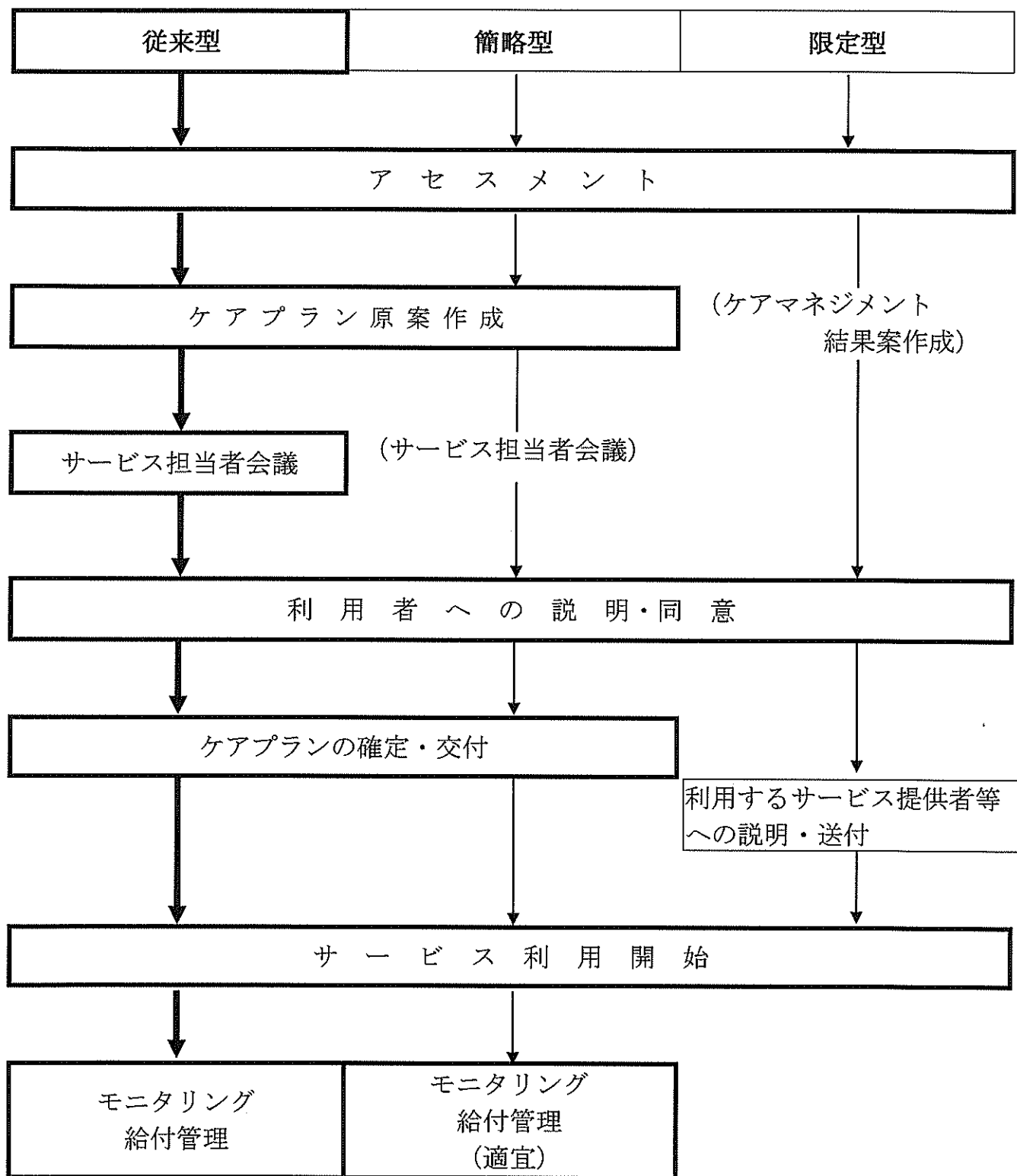
従来型ケアマネジメントの報酬単価（1単位＝10.70円）

サービスコード		サービス内容	合成 単位	算定項目
種類	項目			
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	430	1月につき
AF	4001	初回加算 ※1	300	1月につき
AF	6131	小規模多機能連携加算 ※2	300	1月につき

※1 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準に定める初回加算に該当指定介護予防支援を実施した場合に加算する。

※2 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準に定める介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算に該当する情報の提供を行った場合に加算する。

類型別サービス利用の流れ



※ 簡略型，限定型ケアマネジメントについては，実施の目途が立ち次第，再度説明をさせていただきます。

5. 介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の費用・請求方法

- 基本チェックリスト実施後に要介護認定申請が行われ、認定結果が出る前に暫定で総合事業のサービス利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。

※注意※

- 「認定結果の出た日以前の～」の箇所は、国は「介護給付サービスの利用を開始するまでの～」と定めており、総合事業と介護給付は併用することができないこととされている。
- すなわち、例えば訪問型サービス（総合事業）と福祉用具貸与（介護給付）を暫定で同時利用し、認定結果が要介護となった場合などは、暫定で利用したどちらかが全額自己負担となってしまう。
 - ① 既に事業対象者となっている者が認定申請をして暫定プランを利用した場合
 - ② 緩和型や住民型といった、総合事業の多様なサービスと介護（予防）給付のサービスを同時利用する場合

- 初回加算の算定について、基本的には指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じ次の場合に算定できる。

（1） 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合

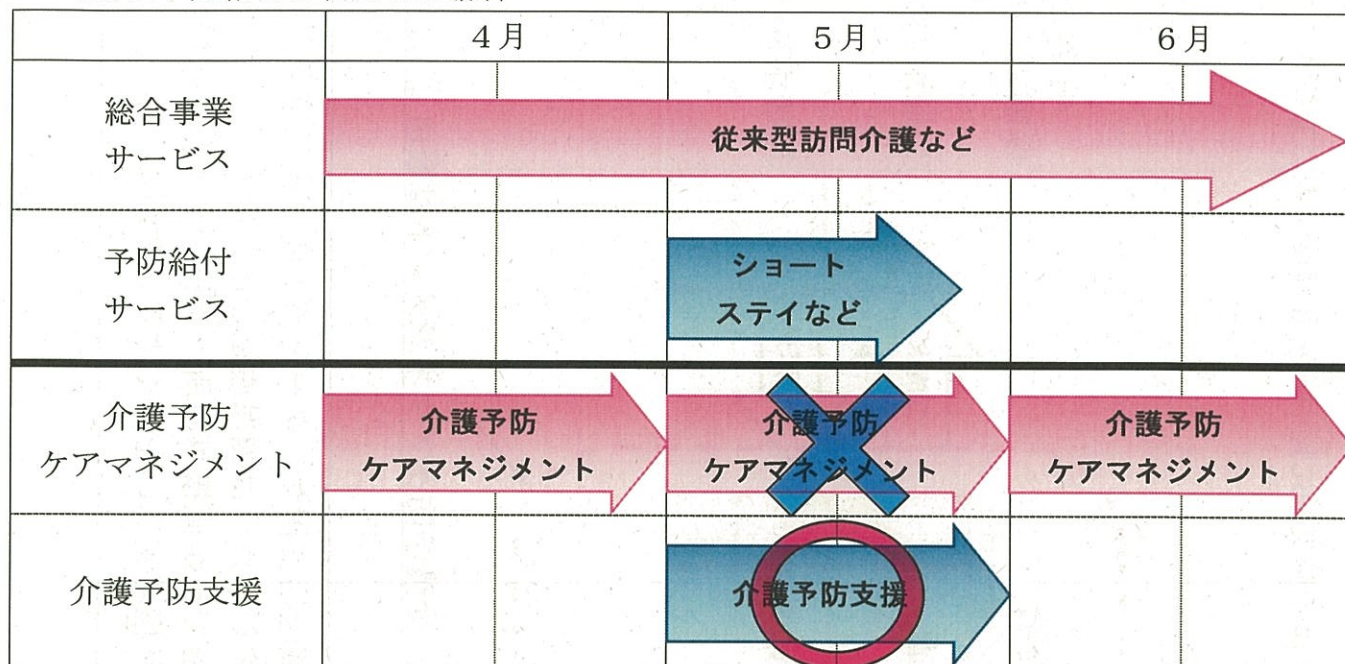
・ 介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2ヶ月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合。

（2） 要介護者が要支援者または事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

- ※ 総合事業移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から基本チェックリストによる事業対象者として総合事業を利用した場合は、初回加算を算定することはできない。

- 総合事業のみを利用している要支援者が、一時的に予防給付を利用した場合は、その月のみ介護予防支援費としての請求となる。

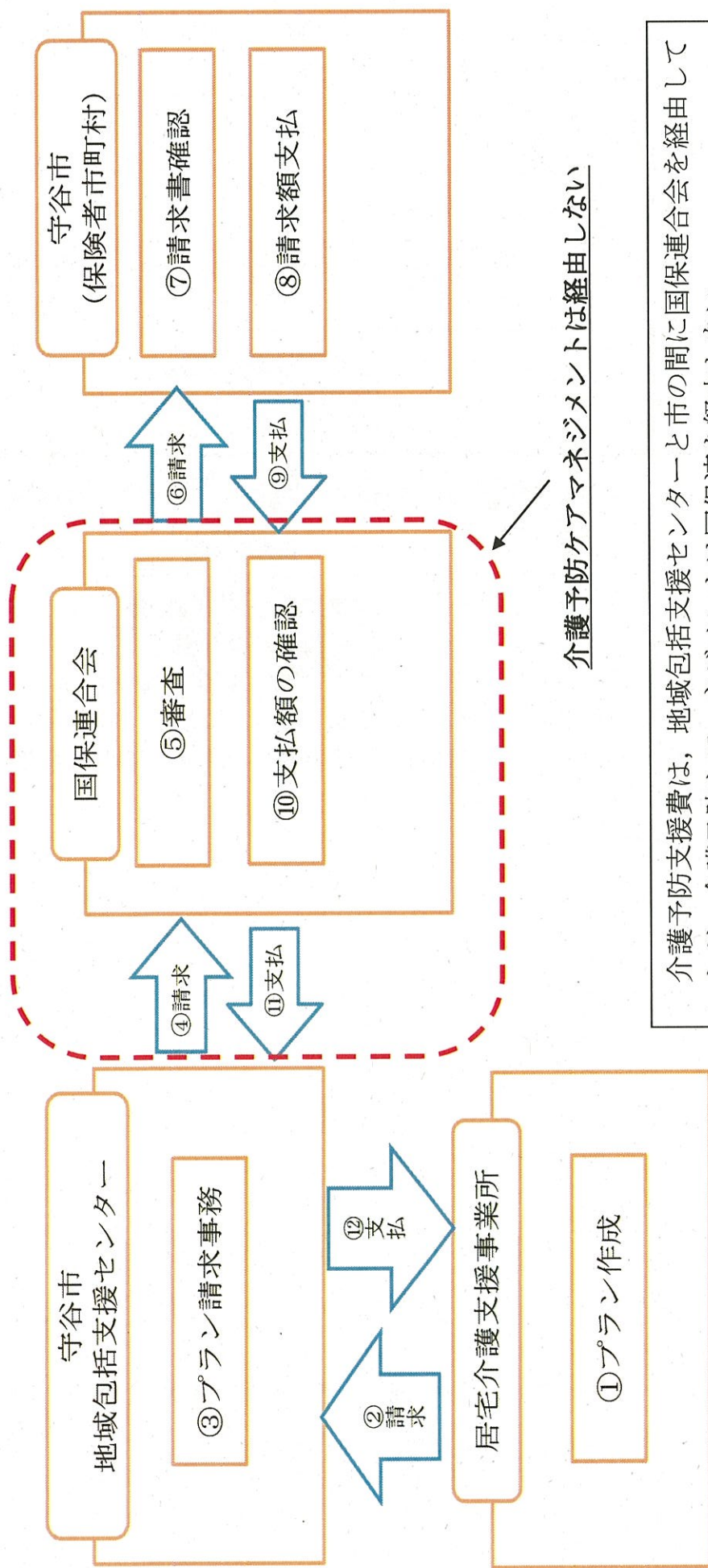
一時的に予防給付を利用した場合



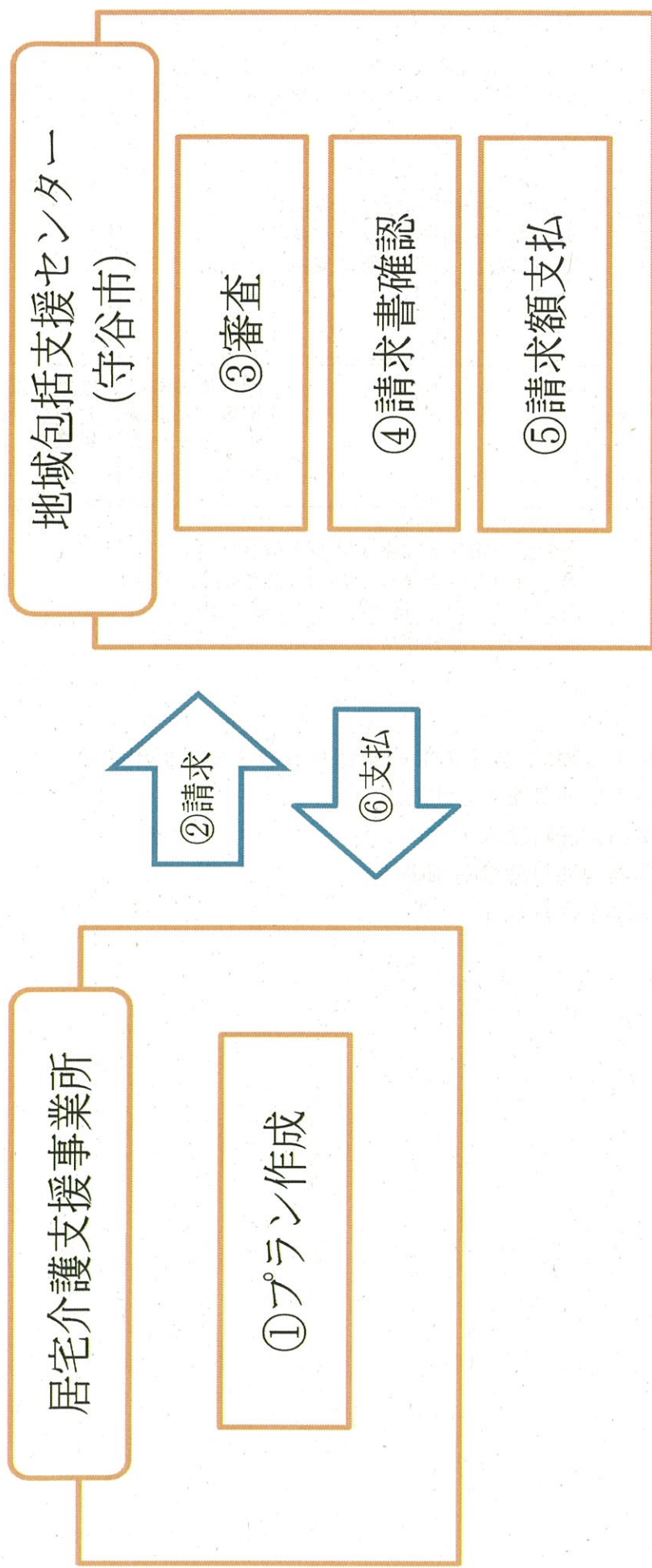
通常は総合事業のみの利用のため介護予防ケアマネジメントを行っていたが、5月だけ一時的に予防ショートステイ（予防給付）を利用したため、5月は介護予防支援（予防給付）での請求となる。

- 介護予防ケアマネジメントの請求方法は、従来より簡略化されるため、介護予防支援に比べ一ヶ月程度早期に支払うことが可能となる。

介護予防支援費、介護予防ケアマネジメントの請求フロー



介護予防支援費は、地域包括支援センターと市の間に国保連合会を經由して
いたが、介護予防ケアマネジメントは国保連を經由しない。
国保連を經由しないことで市が直接事業所へ支払いをすることになるため、
介護予防支援費より1ヶ月程度支払いを早くすることができる。



守谷市は地域包括支援センターが市の直営のみのため、介護予防ケアマネジメントの請求フローは実際は図のような流れになる。

介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の請求支払スケジュール

区分	X月5日まで	X+1月末日頃	X+2月5日頃	X+2月末日頃	X+3月5日頃
介護予防ケアマネジメント (総合事業) ※包括は守谷市へ請求する	各居宅介護事業所は、地域包括支援センターに請求する	守谷市が地域包括支援センターに支払	地域包括支援センターが各事業所に支払		
介護予防支援 (予防給付+総合事業併用 または予防給付のみ利用) ※包括は国保連へ請求する				国保連合会が地域包括支援センターへ支払	地域包括支援センターが各事業所に支払

※介護予防ケアマネジメントは、国保連経由の支払ではないため介護予防支援費よりも1ヶ月ほど早く事業所に支払うことになります。

- 地域包括支援センターへ請求をする際は、以下のものを毎月5日までに提出すること。
ただし、5日が土日祝日の場合はその前日までとする。
- ① 介護予防ケアマネジメント業務委託料請求書
 - ② 介護予防ケアマネジメント業務委託料請求明細書
 - ③ サービス利用票及び別表（実績を含む）

第7章 各種契約書等の変更

1. 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの契約について

- 平成29年3月末までに、介護予防支援に加えて介護予防ケアマネジメントを委託するための契約書等が必要となります。
 - ① 第1号介護予防支援事業委託契約書
 - ② 契約書仕様書
 - ③ 介護予防ケアマネジメント業務委託料請求書
 - ④ 介護予防支ケアマネジメント業務委託料請求明細書 等

2. 各事業所が締結している契約書・重要事項説明書等の変更点

- 総合事業への移行に伴い、一部文言等の変更が必要になります。

変更例

サービス種類（現在）	総合事業移行後
介護予防支援	介護予防支援または介護予防ケアマネジメント
介護予防訪問介護	介護予防訪問事業または第1号訪問事業
介護予防通所介護	介護予防通所事業または第1号通所事業

第8章 総合事業におけるその他の注意事項

1. 生活保護について

- ・ 生活保護の介護扶助については、生活保護法の改正が行われ引き続き総合事業の利用者負担に対しても支給されることとなります。

2. 給付制限（事業制限）

- 保険料滞納者については給付制限を実施していますが、総合事業のサービスに対する制限は実施いたしません。
- しかし、今後、総合事業を運営していくにあたり総合事業のサービスに対しても制限を実施していくことも考えられます。
- ※ 要支援者の予防給付に関しては引き続き給付制限の対象となります。